

笠間市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月24日

笠間市監査委員 岸 倫男

笠間市監査委員 豊田 勝美

笠間市監査委員 蛭澤 幸一

平成 2 8 年度定期監査報告書

1 監査期日及び監査対象課

監 査 日 時	監 査 対 象 部 署
平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日	保健衛生部 保険年金課 健康増進課 市立病院 市長公室 秘書課 企画政策課 行政経営課
平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日	総務部 総務課 資産経営課 財政課 笠間支所地域課 岩間支所地域課 税務課 収税課
平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日	福祉部 社会福祉課 高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課 子ども福祉課
平成 2 9 年 1 月 1 3 日	上下水道部 下水道課 水道課 市民生活部 市民課 市民活動課 環境保全課
平成 2 9 年 1 月 1 7 日	消防本部 都市建設部 管理課 都市計画課 建設課 まちづくり推進課 農業委員会事務局
平成 2 9 年 1 月 1 9 日	教育委員会 公民館 図書館 生涯学習課 学務課 スポーツ振興課
平成 2 9 年 1 月 2 6 日	産業経済部 農政課 商工観光課 会計課 議会事務局 監査委員事務局 公平委員会

2 監査の方法

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、主に事務事業の管理及び財務に関する執行が合理的かつ適法に行われているかを監査基準に準拠し実施した。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

3 提出書類

定期監査実施に伴う関係諸帳簿類等については、該当監査月の前々月末日までを監査対象とした。

- (1) 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
- (2) 事務事業執行状況調
- (3) 収入未済額調書
- (4) 負担金及び交付金の支出状況
- (5) 補助金交付状況
- (6) 委託料一覧表
- (7) 委託料一覧表（指定管理者）

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理を監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理の注意事項・検討事項等については、別に指導した。
指摘事項は以下のとおりである。

『保健衛生部』

【保険年金課】

特に指摘する事項なし。

【健康増進課】

特に指摘する事項なし。

『市立病院』

特に指摘する事項なし。

『市長公室』

【秘書課】

特に指摘する事項なし。

【企画政策課】

特に指摘する事項なし。

【行政経営課】

特に指摘する事項なし。

『総務部』

【総務課】

特に指摘する事項なし。

【資産経営課】

特に指摘する事項なし。

【財政課】

特に指摘する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘する事項なし。

【岩間支所地域課】

特に指摘する事項なし。

【税務課】

特に指摘する事項なし。

【収税課】

特に指摘する事項なし。

『福祉部』

【社会福祉課】

特に指摘する事項なし。

【高齢福祉課】

特に指摘する事項なし。

【笠間支所福祉課】

特に指摘する事項なし。

【岩間支所福祉課】

特に指摘する事項なし。

【子ども福祉課】

特に指摘する事項なし。

『上下水道部』

【下水道課】

特に指摘する事項なし。

【水道課】

特に指摘する事項なし。

『市民生活部』

【市民課（市民窓口課）】

特に指摘する事項なし。

【市民活動課】

特に指摘する事項なし。

【環境保全課】

特に指摘する事項なし。

『消防本部』

特に指摘する事項なし。

『都市建設部』

【管理課】

特に指摘する事項なし。

【都市計画課】

特に指摘する事項なし。

【建設課】

特に指摘する事項なし。

【まちづくり推進課】

特に指摘する事項なし。

『農業委員会事務局』

特に指摘する事項なし。

『教育委員会』

【公民館】

特に指摘する事項なし。

【図書館】

特に指摘する事項なし。

【生涯学習課】

特に指摘する事項なし。

【学務課】

特に指摘する事項なし。

【スポーツ振興課】

特に指摘する事項なし。

『産業経済部』

【農政課】

特に指摘する事項なし。

【商工観光課】

特に指摘する事項なし。

『会計課』

特に指摘する事項なし。

『議会事務局』

特に指摘する事項なし。

『監査委員事務局』

特に指摘する事項なし。

『公平委員会』

特に指摘する事項なし。

※ 全体的な注意事項

- (1) 市税等の滞納対策については、財源の確保や公平性を図るため、関係部署が連携し早期の滞納整理を実施するとともに、制度の周知や関連情報の調査を充実させ、滞納額の縮減に努力されたい。